

夏の交通安全県民運動

令和2年 7月1日(水)～7月10日(金)

令和2年度
滋賀県交通安全スローガン

速さより
マナーで競う
湖国道

あせらずに
あおる心に
ブレーキを

同じだよ
自転車、車、
左側



運動の重点

- 1 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転・過労運転の根絶
- 5 横断歩道利用者ファースト運動の推進
- 6 「あおり運転」「ながら運転」の防止

滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課交通安全対策室 TEL 077(528)3682

●この印刷物は再生紙を利用しています

滋賀県防犯・交通安全

検索

と、検索してください。



令和2年夏の交通安全県民運動

高齢ドライバーを含む 高齢者と子どもの交通事故防止

2019年中の高齢ドライバーを含む高齢者（65歳以上）と子どもの交通事故の発生状況です。

全死者数に占める高齢者の割合が高く、また、幼い子どもが被害となる交通事故が発生しました。

2019年中の交通事故

- ・全交通事故死者のうち高齢者が49.1%を占める（57人中28人が高齢者）
- ・高齢ドライバーが第一当事者となる事故の死者が増加（死者12人 前年比+5人）
- ・子ども（中学生以下）の交通事故死者が増加（死者5人 前年比+4人）



※昨年5月8日、大津市の県道で多数の負傷者を含む2名の幼い命が奪われる痛ましい死亡事故が発生

自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



自転車保険加入義務化

平成28年に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険等の加入が義務化されました。

条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険等に加入しましょう。

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

2019年中の自動車乗車中の死者16人のうち、シートベルト非着用は6人でした。そのうち、3人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。

- ・車に乗れば必ずシートベルト・チャイルドシートという着用習慣を身につけましょう。
- ・近距離の移動においても、必ずシートベルトを着用しましょう。
- ・子どもには体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け使用しましょう。

2019年中 自動車乗車中の死者のシートベルト着用状況



飲酒運転・過労運転の根絶

「飲酒運転は犯罪」

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。

2019年中の飲酒運転による人身事故は36件発生し、3人が死亡、47人の方がけがをされました。

飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努めましょう。

	点数	罰則
酒酔い運転	35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	25
	0.15以上 0.25未満	13
		3年以下の懲役、または50万円以下の罰金

※上記0.25および0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

「過労運転は重大事故に直結」

長距離、長時間運転などで疲れや眠気があるとき、また、熱中症や夏バテ等で体調がすぐれないときは、運転を差し控えるか、運転を中止して安全な場所で休憩を取りましょう。

横断歩道利用者 ファースト運動の推進

滋賀県は、11.3パーセント!!

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における一時停止状況について、2019年にJAFが調査した結果、全国平均は17.1%に対して、滋賀県は、11.3%と全国平均を下回っています。

道路交通法では、「横断歩道は歩行者優先」と定めています。ドライバーの方は、信号機のない横断歩道を通りかかるとき、歩行者がいなければしっかりと確認し、歩行者がいれば車を止め、横断しようとしている方に道を譲りましょう。

信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の路面標示（ダイヤモンド）や道路標識が設置されています。これらが見えたら、歩行者の有無をしっかりと確認しましょう。



「あおり運転」「ながら運転」の防止

「あおり運転」は重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。

車を運転するときは、周りの車の動きに注意し、十分な車間距離を保つ等、心にゆとりを持って運転しましょう。

また、「あおり運転」をされたドライバーは、サービスエリア等、交通事故に遭わない場所へ避難後、ためらうことなく110番通報し、ドアはしっかりロックしましょう。

令和元年12月1日から道路交通法の一部改正により携帯電話を使用しての運転「ながら運転」が厳罰化されました。車を運転するときは、携帯電話に気を取られることなく、運転に集中しましょう。

	違反点	罰則		罰金
携帯電話使用等	保持	3点	反則金	大型車 2万5000円
	交通の危険	6点		普通車 1万5000円
			二輪車 1万5000円	原付車 1万2000円